

監察官	監察業務規程の一部改正（案）について	令和7年5月30日
<p data-bbox="240 367 360 405">1. 趣旨</p> <p data-bbox="268 416 1390 546">業務監査についてはその対象期間を明示するのが一般的であることに鑑み、「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）につき、所要の改正を行うもの。</p> <p data-bbox="240 607 424 645">2. 改正内容</p> <p data-bbox="288 656 1390 692">監察業務規程第6条第2項第1号に「及び期間」を加える（別添資料のとおり）。</p>		

(別 添)

カジノ管理委員会監察業務規程 (案)

※ 赤字表記は改正部分 (追加のみ)

令和2年1月23日
カジノ管理委員会訓令第20号
最終改正 令和7年5月30日

第1条～第5条 (略)

(実施計画の作成)

第6条 監察官は、毎年度の業務監査の実施に当たっては、委員会の承認を得て、当該年度における実施計画を作成するものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務監査の対象となるべき項目及び期間
- 二 業務監査の対象となるべき部課等名
- 三 業務監査の実施時期

第7条～第11条 (略)

附 則

(略)

附 則

この訓令は、令和7年5月30日から施行する。